

第134回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果(概要)

1 開催日時

令和元年8月29日(木)

午前10時00分から午前12時00分まで

午後 1時00分から午後 2時45分まで

2 開催場所

千葉県森林会館(千葉市中央区長洲1-15-7) 5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

福永健司委員(部会長)、佐山裕子委員、清宮敏子委員、尾張敏章委員、
前田利雄委員

【職員】

西野森林課長、堀口副課長 他

4 議題

(1) 審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

(2) その他

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第8号までの案件について審議がなされ、すべての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件 [(新規) 株式会社拓匠開発による住宅団地の造成]

委員：森林率が23.5%となっているが、千葉県林地開発審査基準によれば、戸建て住宅で造成緑地のみの場合は30%が必要ではないのか。

事務局：括弧書きで記載されている30%は、市町村の水源条例の適用事業の場合であり、その適否に関わらず、宅地分譲の場合は造成緑地を森林率に含めてよいとされており、本案件は基準の20%を満たしていれば問題ない。

委員：擁壁が盛土のところに浮いていると思うが、滑り出す恐れはないか。

事務局：ボーリング調査の結果を基に安全率の計算を行っており、擁壁は全て基準を満たしている。施工時に再度調査を実施するが、万が一不足する場合は地盤改良を行い、安全率を満たすこととしている。

委員：事業区域の森林は、過去の住宅団地造成に係る林地開発許可で残置されたものではないのか。

事務局：国土地理院に確認したところ、昭和22年頃から森林としてこの形を成しており、特に開発で残った残置森林を今回開発する訳ではない。

委員：市町村からの意見がないが、市町村は受け入れているのか。

事務局：宅地分譲のため都市計画法の申請も併せて提出されており、開発前に市と事業者で十分な協議が行われているため、意見なしとなっている。

委員：調節池の必要量を2,129 m³に対して2,198 m³を確保しているが、計算上は問題なくても非常に不安である。計算上ではなく実際問題として、災害対策はどの程度されているのか。

事務局：通常は30年確率で計算するが、都市計画法に係るためその基準を適用し、より厳しい50年確率で計算している。降雨時の対応については、現地調査で確認し、事業者を指導していきたいと思う。

委員：30年、50年確率という年の降雨確率は、現実には何も通用しなくなってきている。想定外の被害が生じないようによろしく願います。

○第2号案件 [(新規) 甲栄建設株式会社による太陽光発電施設]

委員：まだ許可が下りていないはずだが、既に浸透池の工事が始まっているのは許されるのか。

事務局：県の条例による小規模林地開発行為の届出がなされているため問題はない。

委員：切土量、盛土量が約8,000 m³で残土量が16 m³だが、図面上はほぼ平坦で数量とマッチしないが、これらは転圧等を加味した土量なのか。

事務局：縦横断図では切り盛りがほとんどない計画に見えるが、薄い切り盛りがあり、面積をかけるとそれくらいになってしまう。

委員：洪水吐はどこに接続しているか。

事務局：掘り込み式であるため周り全体に溢れさせるのが基本だが、有料道路が近接しておりアンダーパスが冠水すると通行ができなくなるため、森林の方向に誘導し、100年確率の雨を流す計画である。

○第3号案件 [(新規) 東亜電設工業株式会社による太陽光発電施設]

委員：残土が多少発生すると思うが、残土置き場等は設置される計画なのか。

事務局：今のところ計画はない。また、切り盛りが均衡しているため、残土量

を考慮する必要はないと考える。

委員：調節池が一番低いところに設置されるのか。

事務局：一番低いところにある。

委員：全部調節池に集約して流れ込ませるのか。

事務局：東側の水については、2段のU字溝を設けて調節池に誘導する。

委員：西側の斜面からも調節池に流れるのか。

事務局：事業地内、北側及び東側の水は調節池で受けるが、西側の水は水路を作り、絞らずにそのまま流す。

委員：森林であれば涵養能で自然排水を調整できていたと思うが、平地にして種子吹き付け程度の緑化をしても能力が低下してくる訳で、対応できるかどうか心配である。水の流れや排水を長い目で見ていただきたい。

事務局：一般的な開発では1段のU字溝で雨水対策を行うが、本件は上段でも大型のU字溝を造成する。維持管理を十分徹底するよう御提言のあったことを踏まえて、事業者には指導して参りたい。

委員：空中写真を見ると中央部に植物が生えていないようだが、5条森林ではない部分なのか。

事務局：基本的には5条森林であり、現地調査の際には全て鬱閉していた。

委員：ボックスカルバートで水を飲みきれず溢れてしまい、どんどん掘れていくことはないか。

事務局：本来30年確率で流量計算するところ、より安全に流れるように100年確率で計算している。

委員：呑口に木が詰まることはないか。

事務局：立木が絶対に詰まらないとは言えないが、太陽光発電施設であるため、定期的なパトロール等により維持管理は適切に行われると思う。

委員：調節池の水深が3m60cmあることについて、付近の小中学生の転落事故を防止するため、フェンスを設置するなど留意されるとよいと思う。

事務局：事業者には徹底するよう指導したい。

○第4号案件 [(新規) 日本リノ・アグリ株式会社による太陽光発電施設の用地造成]

委員：切土量、盛土量ともに1万m³程度で盛土量が多いと思うが、購入土なのか、切土をほぐした関係で増えているのか。

事務局：切土を盛土量の不足分に補填し、場内の伐採木をチップ化して敷き均す計画である。

委員：造成森林の植栽について、切土法面も植栽されるのか。

事務局：そうである。

委員：調節池について、全てがU字溝に入る訳ではないと思うが、公共用の排水溝に排水するファクターを考えての配置なのか。

事務局：一番集水しやすく、放流しやすい位置で計画した配置です。

委員：残置森林の今後の管理について、ソーラー発電を優先することで範囲を拡大して伐採される恐れはないのか。

事務局：申請時に提出された残置森林等の保全管理計画書に基づき管理される。

委員：荒れた残置森林は困るため、除伐を含めて綺麗に管理することを要求すればよいと思う。

○第5号案件 [(変更) 有限会社グリーンアートによる砂利採取]

委員：森林の現況でアカガシが3%、5mから10mと記載されているが、これは以前の許可で植林されたものか、残置森林として残ったものか、どういう経緯があるのか。

事務局：スギ林の中に点在しており、スギに被圧されて成長が遅かったものが残っていたという状況である。

委員：除外区域について、表土が戻されて植栽が行われているため、完了しているということによいか。

事務局：はい。

委員：地権者は除外後も森林として維持するということで、この土地を扱うという解釈によいか。

事務局：全部植栽して除外しているため、今後は森林として扱ってもらえると思う。

委員：表土の戻し方について、どのくらいの厚さで戻す等の具体的な基準は指導されているのか。

事務局：緑化技術指針で有効土層の厚さを決めており、その計画に合っているか確認している。

○第6号案件 [(変更) 株式会社大木工務店による砂利採取]

委員：前の事業者は事業が完了しないまま倒産したのか。

事務局：そうである。平成22年頃から事業が止まっている状況である。

委員：平成23年度の空中写真で裸地化している箇所が、最近の写真でも十分回復していないように見える。基準に従って造成しているとすれば、8年経ってもこの状態で、本当にこれから森林に回復するのか。

事務局：前事業者が事実上倒産したことにより、表土を戻して植栽を行っておらず、放置されているのが現状であるため、表土を戻して植栽という形には至っていない。

委員：前事業者は採掘だけ行って回復の措置は取らず、採り得のようであるが、引き継いだ事業者は全域を回復させる措置を取ってくれるのか。

事務局：地権者の要望で現在の事業者が事業を承継した経緯があり、承継後の許可を得れば、当然最後は表土を戻して植栽して完了となるため、そこまでやってもらう。

○第7号案件 [(変更) 株式会社ソーラークリーニングによる太陽光発電施設の用地造成]

委員：違反行為について、良い土を敷いて苗を植えてから、どれくらいのタイミングで完了としているのか。

事務局：違反を確認してから即座に復旧するよう指示し、その後完了確認をしたのは約1ヶ月後である。

委員：違反をしても1ヶ月我慢すれば、また合法になるというような悪しき感覚が根付かないように厳しく進めていただきたい。

委員：植えさせるというペナルティはいかがなものか。

事務局：県としては一律にペナルティというルールは持っていない。違反をしている状態であれば事業を中止させて、復旧するまで審査をしないことはあると思うが、違反を行った業者に対して一定期間許可を出さないことは、制度上難しい。

委員：法令等により行政上の限度があるのは承知しているが、逃げ得、やり得というような上手くすり抜ける方法が簡単に学ばれてしまい、健全

ではない状況もあると思う。県と事業者ともに納得のいくような体制があればよいと思う。

事務局：県では違反に対する厳しい監視体制の強化を図っているところであり、確認できた違反に対しては厳しい指導を徹底している。引き続き監視の強化を図り、違反に対する厳しい対応を継続して、違反の予防に繋がっていききたい。

○第8号案件〔(変更)株式会社WIND-SMILEによる太陽光発電施設〕

委員：違反後の植栽した写真を見ると轍が出来ていて、アリバイ的に植えたように見えてしまい、こういうのが森林の復元と事業者に思われてしまうのはいかなものかと思う。また、大分締固められていると思うが、根付くのか心配である。

事務局：違反の復旧であり適期ではない時に植栽している。ここで根付かないような場合は他から表土を運び、しっかり根付いて育つような森林に戻すよう指導していきたい。

委員：許可区域外で違反しているところにヤマハギは無いと思うがいかがか。

事務局：元々、3cmほどの幹の灌木類が生えており、刈り払い機で刈り払って先ほどの造成をしたと報告を受けている。市道が脇に通っているため、高木性の樹木は植えないということで、既許可の植栽樹種のうち低木性のヤマハギを植栽したという状況である。

○その他(全体)

特に無し。